

生徒の心得

1 服装・身だしなみ

本校の制服

	男子	女子
詰襟	◎セーラージャケット	◎
冬服	◎スラックス(黒)	◎スカート(黒)
	△長袖ブラウス	◎
	セーター	◎ネクタイ(黒)
		◎セーター
	※半袖シャツ	※セーター
夏服	◎スラックス(グレー)	◎セーラーブラウス
	◎セーター	◎スカート(グレー)
	※セーター	◎ネクタイ(グレー)
	◎セーター	◎セーター
靴	黒の革靴	◎
靴下	黒, 紺, グレー, 白の単色	◎
コート	極端に長いものや短いものは避ける	◎
校章等	黒, 紺, グレー	◎
校章等	校章およびクラス章を所定の位置につける	◎

◎指定品

△白のボタンドウン

※指定品もしくは黒, 紺, グレー, 白の無地セーター(カーディガンも可)とする。上着から袖や裾が出ないように着用すること。

- (1) 本校生徒としての自覚と品性をもって身だしなみをととのえる。
- (2) 登下校及び在校中の活動, 校外活動においては原則として制服を着用する。
- (3) 制服には一切の加工をしない。

- (4) 冬服は10月から5月まで, 夏服は6月から9月までとする。なお, 衣替えは移行期間を設定する。
- (5) やむを得ず, 規定以外の服装をしなければならぬときは, 学級担任に許可を得る。

2 礼節

- (1) 礼節は行動の規範でもあり, 心のうろおいの表われでもある。登校, 下校の際はもとより校内, 校外を問わず, 保護者, 来賓, 教員, 先輩, 学友等に会った場合は, 明るく挨拶する習慣を身に付けよう。
- (2) 交通道徳を重んじ, 路上, 車中においても節度ある態度をとる。
- (3) 不正行為, 飲酒, 喫煙, 暴力は, もとより嚴重に戒めなくてはならない。

3 公共物の愛護

- (1) 校内施設, 工具は公共物であるから, その取扱いは特に注意する。もしこれを破損した場合は直ちに関係の教員に届け出て指示を受ける。樹木等をつとめて愛護しよう。
- (2) 防火については細心の注意が肝要である。教員の許可なくして火や電気施設を用いてはならない。

- (3) 常に公德心を堅持するよう心がけよう。公德心の強弱は教養度の尺度でもある。

4 清潔整頓

校舎内外の清潔整頓の徹底につとめ, 清掃当番は各自責任を以てその任に当る。

5 所持品の管理

- (1) 所持品には必ず学年, 組, 氏名を明記する。

(2) 金銭、貴重品等は必ず身に付けておく。
6 登校・下校

(1) 8時20分までに登校し、遅刻を厳に戒める。
(2) 放課後は17時までまでに下校する。ただし延長許可の出ている部活動等については、18時までで活動延長を可とする。活動終了後は速やかに下校する。完全下校18時30分。

7 諸揭示及び文書の配布

校内の諸揭示及び文書の配布については、あらかじめ関係の教員に届け出て許可を受ける。

8 願い・届出の心得

(1) 欠席、忌引、遅刻、早退、欠課
必ず保護者から学級担任に、メール、電話、生徒手帳等を以て届け出る。病欠欠席が1週間以上にわたるときは医師の診断書を添える。
登校後に特殊な事由で早退、欠課などをしなければならぬ場合は、学級担任と当該時間の教科担任に届け出て、許可を受けなければならない。
(2) 忌引

忌引として扱う日数は次の通りである。(葬祭のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算できる)

忌引の基準	
一親等	父母・養父母……………7日
二親等	祖父母・兄弟姉妹……………3日
三親等	曾祖父母・伯叔父母・甥・姪……………1日
上記範囲内で服喪のために欠席する場合は忌引として扱い、出席すべき日数から減ずる。	

(3) 出席停止

学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合は出席停止とし、感染防止に努め療養に専念する。治癒後、登校する場合は学校感染症による欠席届(生徒手帳または本校ホームページを利用する)を学級担任に提出すること。

区別	病気の種類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘瘡 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌 感染症 腸チフス パラチフス 流行性 角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の 感染症
第三種	(条件により出席停止が考えられる疾患例) 溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など

(4) 休学

心身の故障のため3ヶ月以上就学することができない場合、及び特別な事由で現に3ヶ月以上欠席している者で、なお引続き3ヶ月以上出席困難と認められた場合は、医師の診断書等、その事由

を証するにたりる書類を添えて、保護者から学級担任を通じて学校長宛願い出て、許可を得た上で当該期間休学することができる。

休学の期間はその学年の残余の期間とする。ただし、休学の事由がなお消滅しない場合には、願い出により、病状等に応じ変更することができるものとし、両学年にまたがる場合には学年の当初に更新しなければならぬ。

休学の事由が消滅した場合、または休学期間が満了した場合は、復学することができる。復学の場合は休学の場合と同様の手続をとること。

(5) 外出許可願

放課時刻以前に特に外出を要する場合は、学級担任に願い出て許可を受けてから外出すること。

(6) 休日活動届

休日に登校して、学級または部活動で本校施設を使用する場合は、あらかじめ担当の教員に申し出て承認を受けた後、指導教員の付添いで使用する。使用に際しては、休日活動届を生活指導部に提出すること。

対外試合（合同練習を含む）で本校施設を使用する場合は、施設使用願も併せて提出すること。